

内閣総理大臣 高市早苗様
法務大臣 平口 洋様
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）
・女性活躍担当 黄川田仁志様

2026年1月28日
国際婦人年連絡会 世話人
前田佳子城倉純子 渡部由紀子

通称使用法制化に反対する要望書

国際婦人年連絡会は1975年の国際婦人年に結成され、本年で50年を迎えました。現在全国組織33団体が加盟し、国連の提唱する3目標「平等・開発・平和」を掲げて、女性の人権および法の下の平等の実現を目的として活動しています。

現在政府において検討が進められている「旧姓の通称使用の法制化」について、以下の通り重大な懸念を表明し、選択的夫婦別姓制度の早期導入を強く要望いたします。

I. 要望の趣旨

政府は、夫婦同姓の原則を維持したまま、結婚により改姓した者が旧姓を通称として社会生活で使用できる制度を法制化する方針を示しています。しかし、この制度は、氏名を人格の核心として保障するものではなく、むしろ法的・社会的な二重構造を固定化し、特に女性に対する構造的な不利益を温存・拡大するものです。

通称使用の拡大は、選択的夫婦別姓制度の代替とはなり得ません。私たちは、個人の尊厳と平等を確保するため、選択的夫婦別姓制度の導入こそが不可欠であると考えます。

II. 通称使用法制化の問題点

1) 氏名は「利便性」の問題ではなく「人格権」の問題である

氏名は、個人の人格、法的主体性、社会的評価を一体的に示すものであり、単なる便宜的な呼称ではありません。通称使用制度は、「本名とは異なる名前で社会生活を送ること」を前提とするものであり、人格の尊重という観点から重大な問題を含みます。選択的夫婦別姓制度は、婚姻後も自ら選択した氏名を法的に保持することを可能にしますが、通称使用制度はこの根本的な要求に応えるものではありません。

2) 法的氏と社会的氏の二重構造が恒久化する

通称使用の法制化により、戸籍・住民票・税・年金・医療・資格・契約など、場面ごとに使用する氏名の確認が必要となり、個人に過度な説明責任と心理的負担を負わせます。このような二重構造は、行政実務や事業者の負担を増大させるだけでなく、誤登録や差別的取扱い、社会的混乱の温床となります。

3) 「努力義務」による不平等の固定化

政府案では、国・地方自治体・事業者に対し、旧姓使用を可能とするための措置を「講ずるよう努める」とされています。しかし、努力義務にとどまる以上、制度の実効性は各組織の判断に委ねられ、地域差・業界差・雇用形態による格差が拡大するおそれがあります。これは、法の下の平等という憲法の理念に反するものです。

4) 女性に対する構造的負担の温存

現行制度の下では、婚姻に際して改姓するのは圧倒的に女性です。通称使用に伴う手続き、説明、混乱、不利益もまた、主として女性に集中します。通称使用法制化は、この不均衡を是正するものではなく、むしろ「改姓を前提とした社会構造」を追認する政策であり、ジェンダー平等の実現に逆行します。

5) 国際基準からの乖離

国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）は、日本に対し繰り返し選択的夫婦別姓制度の導入を勧告してきました。通称使用の拡大は、これらの勧告に応えるものではなく、日本が国際的な人権基準から立ち遅れている現状を固定化するものです。

III. 要望事項

以上を踏まえ*、私たちは内閣府に対し、以下を強く要望します。

1. 旧姓の通称使用の法制化を、選択的夫婦別姓制度の代替措置として位置づけないこと。
2. 通称使用制度がもたらす法的・社会的问题について、当事者の声を踏まえた十分な検証を行うこと。
3. 個人の尊厳と法の下の平等を確保するため、選択的夫婦別姓制度を早期に導入すること。

以上

*参考：政府答弁・首相発言との対照表

政府・首相の発言・方針	問題点・私たちの見解
夫婦同姓の原則を維持しつつ、旧姓使用に法的効力を与える	同姓原則を維持する限り、氏名に関する人格権侵害は解消されない
社会生活のあらゆる場面で旧姓使用を可能にする	場面ごとの使い分けが必要となり、二重構造と混乱を恒久化する
国・自治体・事業者は旧姓使用に努める	努力義務では実効性が担保されず、不平等が拡大する
通称使用で不便は解消される	不便の問題ではなく、法的主体性と尊厳の問題であり、不便も解消されない
多様な生き方への配慮	真の多様性とは、氏名を法的に選択できる制度によって実現される
子どもへの心理的悪影響や家族の絆が薄れることへの懸念	導入している国々で懸念事項のエビデンスはなく、姓が家族の絆を規定するものではない